

PATENT Attorney®

パテント・アーノー

日本弁理士会広報誌

2011

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

夏

VOL. 62

◎ヒット商品ばかりで生まれた

ヒット商品を支えた知的財産権

野菜を手軽に補えるジュース
野菜生活100

- 特許調査よもやま話
- 知つておきたいーーの技術トレハンドレーブ(海水淡水化)
- シリーズ特産品(下呂温泉)
- 知的財産権なんでもQ&A
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAA Information



このたびの東日本大震災により被災された地域の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

ヒット商品を 支えた 知的財産権 62

VOL.

62

野菜を手軽に補えるジュース 「野菜生活100」

商標登録 第3315891号 ほか



1995年にカゴメ株式会社が発売した「野菜生活100」は、それまでの野菜ジュースのイメージを変させ、おいしい野菜飲料として幅広い消費者に愛飲されている。

健康への関心の高まりを背景に、同社は92年に砂糖・食塩無添加の「キャロット100」を発売した。βカロテンが注目されながら敬遠されがちだったにんじんを、100%ジュースにして女性や子どもに好評を得た成功から、にんじんをベースとした、飲みやすい野菜ジュースの開発に着手。コンビニエンスストア向けの商品として、20代～30代の男女をメインターゲットにした。

従来の野菜ジュースの主要な素材トマト、セロリ、ニンニクの代わりに、にんじん、ピーマン、カボチャなど8種の野菜とオレンジなど3種の果物のブレンドが完成した。野菜の味や香り

を活かし、食感にも工夫が凝らされている。競争の激しいコンビニで「生き残る」目標をクリアし、PETボトルや紙容器を追加してスーパーなどにも販路を拡大した。

「街で紙容器の”野菜生活100”を手にしたお客様をよく見かけたのは、新鮮な経験でした」と同社経営企画本部法務部課長・西平幹夫さんは、当時の手応えを振り返る。

「カゴメのプロダクトブランドのトップになつた」(西平さん)商標が決まるまでは、糺余曲折があつたという。同社の商品名はずつと「カゴメ十一般名称」が採用されていた。新たな野菜ジュースも当初は「野菜ミックス100」「野菜果実100」が候補だつたが、ヒアリングをしてみたところ、ネーミングを再考したほうがいいことが分ってきた。担当者は苦悩の日々を過ごし、野菜のある暮らしを

応援したいという思いを込めて「野菜生活100」としたそうだ。

「野菜生活」という名称には、さまざまな可能性、広がりがあります。ネーミングによって開発が変わった面もあり、相乗効果でブランドとしても、商品としても成長してきたと思います」と西平さんは語る。現在「野菜生活100」シリーズは、21種類の野菜と3種の果実を用いた「オリジナル」、食物繊維に注目した「30品目の野菜と果実」、「ビタミンCたっぷりの”フルーティサラダ”など特徴あるラインナップが揃つており、中でもポリフェノールを含む”紫の野菜”は爆発的ヒットとなつた。

天候の影響を受ける農産物は、年、季節ごとに出来具合や味が異なる。常に原材料をチェック、調整してブランドを守つてているという。

特許調査 よもやま話

福島の原子力発電所の事故に伴う放射能汚染が問題になっていますが、チェルノブイリ原発事故の周辺地域において、菜の花を栽培して土壤の放射性物質を除去する取り組みが行われています（NPOチェルノブイリ救援・中部の活動プロジェクトで

す）。日本の特許文献を調べてみると、植物を栽培して土壤の放射能を除去する発明というものは、ほとんど見当たりません。これに関連するものとしては、地衣類（コケ）を用いるもの（特開2002-107489）と、微生物を用いるもの（特開2005-321365、特開平4-204295）があるくらいです。
(弁理士 鈴木利之)

商標登録番号 第5010201号
第5089421号

岐阜県は日本列島のほぼ中央に位置し、海拔3,000メートル級のアルプス山脈が連なる飛騨地域から海拔0メートルの水郷地帯の広がる美濃地域まで、変化に富んだ地形や豊かな自然を呈しており、下呂温泉は、その中央に位置しています。

周辺には、世界遺産である合掌造りの「白川郷」や古い町並みや高山祭りで有名な小京都「高山」、旧中仙道の宿場町の情緒漂う「馬籠」、天下分け目の「関が原」など歴史と伝統文化を育む観光地が数多く点在しています。

加えて、高温で良質な温泉が湧出し、江戸時代の儒学者林羅山により、草津・有馬と並び日本三名泉に称されたことにより、全国でも有数の著名温泉地に変貌を遂げ、年間を通して多くの観光客が訪れます。

現在、県内の貴重な観光資源を有效地に活用しながら、観光客の多様化するニーズに即応した広域的な着地形の長期滞在宿泊メニュー等の掘り起こしに鋭意取り組んでいるところであり、今後にむけて、外国人観光客にも支持される取り組みが計画されているところです。

近年、温泉街には9箇所の足湯ができたことにより、しだれ柳の街並みを散策しながら足湯めぐりをする観光客も多くなっており、湯めぐり手形利用を含め、気軽に下呂温泉が楽しめています。

このコーナーに掲載御希望の方は、“特産品”的プロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。

知っておきたい!この技術

トレンドマガジン

シリーズ
5

海水淡水化



地球上の水に占める淡水の割合は、氷河などを含めて2.5%、残りは海水だ。河川・湖沼など利用可能な淡水は、水全体の0.8%程度とされる。途上国の経済成長、人口増加などに伴う消費量の増加から、水資源が紛争の要因になるとの懸念もある。日本の水処理技術、特に逆浸透(RO)膜を利用したシステムは、海水あるいは下水処理水などからの「造水」で注目されている。海水淡水化では、従来の蒸発型システムより消費エネルギーを削減できる点でも優位性がある。

通常、濃度の高い液体(海水)と低い液体(真水)を微細穴を持つ半透膜で仕切ると、濃度の低い方から高い方へ移動する。しかし濃度の高い方に圧力をかけると、逆の現象がみられる。RO膜の場合も、海水に圧力をかけることで塩分などの不純物を除去できる。

RO膜による海水淡水化装置は、船舶に搭載する小規模なものから、上水道用の大規模な装置まで実用化されている。国内では沖縄本島など離島のほか、しばしば水不足に苦しむ福岡市でも上水確保に利用されている。また国外では中東湾岸地域を中心に、多くのプラントが稼動している。海水淡水化技術は今後、一段と需要が伸びそうだ。

ブレイクスルー

ジャーナリスト
こぼれ話

日本でワーク・ライフ・バランスの普及が最も遅れているのが、開発や研究現場だと先日聞いた。予算の削減を長時間労働で補つていてるからで、事実、相当の割合で夜遅くまで研究室におり、いつ寝ているのか心配になるような人も少なくない事を知っている。

努力のしすぎは悪い影響も知らぬ間に本人に及ぼす。行き詰った時は特に、気晴らしをする必要があるのだろう。

(鈴木)

開発中、彼を最も悩ませたのは、ヒトの内耳にある蝸牛という小さな器官に、組織を傷つけ事無く電極を設置する方法だったという。寝ても覚めてもそのことばかりの気持ちは、開発者であれば誰でも理解できるだろう。その彼に打開策をもたらしたのは、休暇で訪れた海岸で拾った巻貝だった。巻貝を内耳に見立てることで、蝸牛に通ず電極に柔軟性を持たせる事を思ついたという。

人工内耳の開発者のひとりであるグレアム・クラーク教授は、60年代からその研究をメルボルン大学で開始した。彼の開発した埋め込み型の人工内耳は78年に最初の患者に適用され、現在では世界で約16万人が、日本では約6千人がこの人工内耳を使っている。



阪間和之(作) 飯岡菜子(画)



Q弊社では、画期的な新製品の開発に成功し、その新製品を市場に投入したところ、それが大ヒットし、多大な売り上げを計上しました。最近になり、弊社に、新製品の販売が特許権を侵害しているという内容の警告書が届きました。その特許が出願された時期は、弊社が開発を開始するよりも前ですが、①この新製品の技術は、弊社で独自に開発したものですし、②弊社では、そんな特許権があることを知らずに販売をしていました。このような場合でも、他人の特許権の侵害になってしまふのでしょうか。

A①たとえ、他人の技術を真似してわけではなく、自社で製品を独自に開発したとしても、その製品が、他人の特許権の権利範囲に含まれるもので

あれば、その製品を販売することは、その特許権を侵害する行為に該当します。②また、その特許権の存在を知らなかったからといって、特許権の侵害にならないということにはなりません。「知らないかった」では済まされません。

この場合、もし裁判が提起されて特許権を侵害している旨の判決が確定すれば、その新製品の販売を停止し、損害賠償金を支払わなければならない、という事態にもなりかねません。警告書に対してどのような対応をとれば良いかについては、専門的な知識が必要ですので、まずは、お近くの弁理士にご相談ください。

○このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ又はFAX.03-3519-2706で日本弁理士会 広報・支援・評価室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ 「知財総合支援窓口」をご利用ください!

特許庁では、中小企業等への支援体制を整備し、アイデア段階から事業展開までの一貫した知的財産活用支援を行う「**知財総合支援窓口**」を平成23年度から都道府県ごとに設置しました。

ご相談はこちちらまで!

「相談無料」「秘密厳守」で応じます!

全国共通ナビダイヤル
最寄りの窓口につながります!

0570-082100

※IP電話など、一部からはつながりませんのでご注意ください

「**知財総合支援窓口**」には、支援人材を配置し、知的財産に関する悩みや課題についてその場で解決を図る**ワンストップサービス**を提供します。また、弁理士などの知財専門家と協働して専門性の高い課題等についても解決を図るとともに、**地域の中小企業支援機関等**と連携して、他の中小企業支援策とも共同して効果的な知的財産活用を支援します。

ぜひ、お近くの窓口にお越しください!

詳しい内容・窓口一覧は**特許庁ウェブサイト**をご覧ください。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm

「弁理士Info」 「ヒット商品を支えた知的財産権」 のご案内

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説したパンフレット

「**弁理士Info**」及び季刊誌パテント・アトニーのヒット商品を支えた知的財産権と題して連載してきた内容を1冊にまとめた「**ヒット商品はこうして生まれた!**」等のパンフレットがあります。



一般の方には原則として無料で差し上げております。(送料は当会で負担します)

ご希望の方は、下記ご連絡先までお問い合わせください。

◆連絡先 広報・支援・評価室◆

ご希望のパンフレット名と部数、ご送付先、お電話番号を明記の上、下記までお申込みください。

FAX:03-3519-2706
mail:panf@jpaa.or.jp

改訂版

